

磁気共鳴断層撮影装置保守点検業務仕様書

京都市立病院における磁気共鳴断層撮影装置の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり必要な事項を定める。

1 対象機器

全身用核磁気共鳴断層撮影装置（シーメンス社製）及びその周辺機器

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

3 契約期間

契約日から平成30年3月31日まで

4 契約条件

(1) 乙が行う保守の内容は、次のとおりとする。

ア 全身用磁気共鳴断層撮影装置「MAGNETOM Symphony」

①年4回の定期点検（実施月：6月，9月，12月，3月）

②ソフトウェアのアップデート

③随時修理

④部品交換。ただし、次の消耗品を除く。

・液体窒素

・モニター（CRT・液晶）

・光磁気ディスク等の記録メディア

⑤診断サービス

⑥Evolveプログラム

⑦24時間サービス

⑧液体ヘリウムを含む。

イ 冷水システム「RKL-3750-C1」オリオン電気社製

定期点検：2回／年

（随時修理及び部品費は有償とする。）

ウ CPU室内空調機「FDTJ12H2D2」

定期点検：2回／年

（随時修理及び部品費は有償とする。）

(2) 点検の実施日時について

乙は、点検実施予定表を平成27年4月末までに甲の経営企画課へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、その都度決定することとし、その内容は速やかに経営企画課へ報告すること。

(3) 病院の協力について

甲は、乙が保守を円滑に行えるように、次の事項について協力するものとする。

ア 乙が点検する際、必要な情報を提供すること。

イ 乙の点検担当者が、装置の設置場所に入出入りすることを保証すること。

ウ 乙の点検担当者が、作業を迅速に行えるように適正な時間を提供すること。

エ 乙が点検中に甲の確認を必要とした場合、甲はそれに応じること。ただし、甲の確認中に生じた装置の損傷、その他についての責任は、乙に帰するものとする。

(4) 報告義務について

乙は、保守点検及び修理完了時に、甲に対して作業報告書を提出し、甲の確認を受けたうえで、完了届を経営企画課へ提出すること。

(5) 責任の範囲について

乙が点検中に装置に障害を与えた場合、乙は自己の責任において、速やかに修復すること。ただし、甲の関係者が明らかに装置に障害を与える行為を行い、障害が発生した場合は、甲の責任において修復を行うものとする。

(6) 管理義務について

甲は、装置の設置場所を常に整理し、装置が正常に稼動することを妨げることはないように、善良な管理者としての注意義務を負うものとする。

(7) 例外事項について

天災地変その他やむを得ない事由により、保守契約の履行が困難となった場合、乙はその責任を負わないものとする。

(8) 守秘義務について

乙は、本契約の履行期間内及び履行終了後又は本契約が解除された後においても、本業務に関して知り得た情報（個人情報を含む）及び秘密を漏洩してはならない。

(9) 委託料の支払について

委託料は、年4回の磁気共鳴診断装置定期点検（実施月：6月、9月、12月、3月）後、乙の請求により四分割した額を支払うものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定する。